



平成 21 年 12 月 7 日

各 位

会社名 萩原工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原 邦章
(コード番号：7856 東証第二部)
問合せ先 取締役事業支援部門長
浅野 和志
(TEL. 086-440-0860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年12月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年1月26日開催予定の当社第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

急激に変化する経営環境のもと、経営監督機能と業務執行機能を分離するとともに、執行部門に権限委譲を行うことで、経営の迅速化、効率化及びコーポレートガバナンスの充実を図るため、執行役員制度を導入することといたしました。

これに伴い、現行定款第 19 条の取締役の員数を 15 名以内から 8 名以内に、また同様の理由により現行定款第 22 条第 3 項の役付取締役から専務取締役及び常務取締役を削除する変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名を選定し、 <u>又必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名を選定することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 1 月 26 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 22 年 1 月 26 日 (火曜日)

以 上